

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 福岡財務支局長

【提出日】 平成29年 5 月12日

【会社名】 五洋食品産業株式会社

【英訳名】 GOYO foods Industry Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 舛田 圭良

【本店の所在の場所】 福岡県糸島市多久819番地 2

【電話番号】 (092)332 - 9610(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 正林 英治

【最寄りの連絡場所】 福岡県糸島市多久819番地 2

【電話番号】 (092)332 - 9610(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 管理部長 正林 英治

【届出の対象とした売出有価証券の種類】 株式及び新株予約権付社債

【届出の対象とした募集金額】

その他の者に対する割当	
株式	79,200,000円
転換社債型新株予約権付社債	219,912,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	90,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら制限のない、当社における標準となる株式です。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 本株式の発行については、平成29年5月12日開催の取締役会決議によるものであります。

2. 振替機関の名称及び住所は次の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数(株)	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	90,000	79,200,000	39,600,000
一般募集			
計(総発行株式)	90,000	79,200,000	39,600,000

(注) 1. 発行価額の総額を割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額の総額は39,600,000円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
880	440	100株	平成29年5月28日		平成29年5月29日

(注) 1. 第三者割当の方法により行なうものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は、会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込場所に発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本有価証券届出書の効力発生後、上記株式の割当予定先から申込みがない場合には、当該株式に係る割当を受ける権利は消滅いたします。

##### (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
五洋食品産業株式会社	福岡県糸島市多久819番地2

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社西日本シティ銀行 比恵支店	福岡市博多区東比恵四丁目2番5号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行新株予約権付社債(短期社債を除く。)】

銘柄	五洋食品産業株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債(以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみにかかる部分を「本社債」、新株予約権のみにかかる部分を「本新株予約権」という。)
記名・無記名の別	無記名式とし、新株予約権付社債券は発行しない。
券面総額又は振替社債の総額(円)	金219,912,000円(新株予約権49個)
各社債の金額(円)	金4,488,000円の1種。なお、本新株予約権付社債は、左記各社債の金額未滿に分割できないものとする。
発行価額の総額(円)	金219,912,000円
発行価格(円)	各本社債の金額100円につき金100円。但し、本新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
利率(%)	年0%(無利息)とする。
利払日	該当事項なし
利息支払の方法	該当事項なし
償還期限	平成33年5月31日
償還の方法	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 本社債は平成33年5月31日に全額を額面金額100円につき金100円で償還する。</li> <li>2. 当社は本社債の発行後、前号所定の期日までの間、本社債の所持者が事前に書面で承諾した場合に限り、当該所持者が保有する本社債を買入れて、本社債を消却することができる。かかる消却の場合、当該本新株予約権付社債に係る本新株予約権は消滅する。</li> <li>3. 銀行休業日 償還すべき日又は利息を支払うべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日に繰り上げる。</li> </ol>
募集の方法	第三者割当の方法により、本新株予約権付社債の全部をNCB九州活性化投資事業有限責任組合に割り当てる。
申込証拠金(円)	該当事項なし
申込期間	平成29年5月28日
申込取扱場所	五洋食品産業株式会社 本社
払込期日	平成29年5月29日とし、同日を新株予約権の割当日とする。
振替機関	該当事項なし
担保の種類	該当事項なし
担保の目的物	該当事項なし
担保の順位	該当事項なし
先順位の担保をつけた債権の金額	該当事項なし
担保の目的物に関し担保者に対抗する権利	該当事項なし
担保付社債信託法上の受託会社	該当事項なし

担保の保証	該当事項なし
財務上の特約(担保提供制限)	<p>1. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、法令等による場合を除き、本新株予約権付社債の一切の債務の支払いについて他の無担保債務(担保付債務のうち、担保の換価処分後も回収不能となる債務を含む。)の支払いに劣後させることなく、少なくとも同順位に取り扱う。</p> <p>2. 当社は、本新株予約権付社債の未償還残高が存する限り、本新株予約権付社債発行後、他の債務のために担保提供(担保権の設定、特定の資産に関する担保権設定の予約乃至特定の債務以外の債務の担保に供しない旨の約定をいう。)を行う場合には、本新株予約権付社債のためにも担保付社債信託法に基づき同様の担保権を設定する。但し、公的制度融資等担保提供が義務付けられている融資に対する担保提供、新規設備投資にかかる融資対象物件の担保提供、資産流動化における担保提供は除く。</p>
財務上の特約(その他の条項)	本新株予約権付社債には担保切替条項等その他一切の財務上の特約は付されていない。

## (注) 1. 社債管理者の不設置

本新株予約権付社債は、会社法第702条但書の要件を充たすものであり、社債管理者は設置されない。

## 2. 期限の利益喪失に関する特約

当社は、次のいずれかの事由が発生した場合には、本社債につき期限の利益を喪失する。

- (1) 当社が本社債について所定の元金又は利息の支払を怠ったとき。
- (2) 当社が租税公課を滞納して督促を受けたとき又は保全差押を受けたとき。
- (3) 当社が支払を停止したとき又は手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- (4) 当社の所有する資産に対して差押又は競売の申立があったとき。
- (5) 当社が破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立をしたとき。
- (6) 当社につき破産手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始又は会社更生手続開始その他の倒産法制に規定された手続きの申立がなされ、その決定又は開始の命令を受けたとき。
- (7) 当社がその事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止又は譲渡した等のため、本社債権者が本社債の存続を不適当と認めたとき。
- (8) 当社が解散(合併の場合を除く。)の決議をしたとき。
- (9) 当社に本社債の債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
- (10) 当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となったため、本社債権者が本社債の存続を不適当と認めたとき。
- (11) 当社が「五洋食品産業株式会社 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の要領」に違反したとき。
- (12) 五洋食品産業株式会社第1回無担保転換社債型新株予約権付社債引受契約書が解除されたとき。

## 3. 本社債権者に通知する場合の公告の方法

本社債権者に対して公告する場合は、当社の定款所定の方法によりこれを公告する。ただし、法令に別段の定めがある場合を除き、公告の掲載に代えて各本社債権者に直接書面により通知する方法によることができる。

## 4. 社債権者集会に関する事項

- (1) 本社債の社債権者集会は、当社がこれを招集するものとし、開催日の少なくとも2週間前に本社債の社債権者集会を開く旨及び会社法第719条各号所定の事項を公告する。
- (2) 本社債の社債権者集会は福岡県においてこれを行う。
- (3) 本社債総額(償還済みの額を除く。)の10分の1以上を保有する本社債権者は、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を当社に提出して、本社債の社債権者集会の招集を請求することができる。

## 5. 償還金支払事務取扱者(償還金支払場所)

五洋食品産業株式会社 本社  
福岡県糸島市多久819番地2

## 6. 取得格付

格付は取得していない。

## (新株予約権付社債に関する事項)

新株予約権の目的となる株式の種類	当社普通株式 (完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。なお、当社の単元株式数は100株である。)
新株予約権の目的となる株式の数	249,900株 本新株予約権の行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行し又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(当社普通株式の発行又は処分を以下「交付」という。)する数は、行使請求に係る本新株予約権に係る本社債の払込金額の総額を別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項記載の転換価額(ただし、同欄第3項乃至第7項の定めるところに従い調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる最大整数とする。ただし、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。

新株予約権の行使時の払込金額

1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
 本新株予約権の行使に際して出資される財産は、当該本新株予約権に係る本社債とし、当該本社債の価額はその払込金額と同額とする。

2. 転換価額  
 本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる1株あたりの額(以下「転換価額」という。)は、880円とする。

3. 転換価額の調整  
 当社は、当社が本新株予約権付社債の発行後、第4項に掲げる各事由により当社の発行済普通株式に変更を生じる場合又は変更を生ずる可能性がある場合は、次に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl}
 \text{調整後} & & \text{調整前} \\
 \text{転換価額} & = & \text{転換価額} \\
 & & \times \text{既発行} \\
 & & \text{株式数} \\
 & & + \frac{\text{交付} \times \text{1株当たりの} \\
 & & \text{株式数} \quad \text{払込金額}}{\text{交付株式交付前の} \\
 & & \text{1株当たりの時価}} \\
 & & \text{既発行株式数 + 交付株式数}
 \end{array}$$

4. 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(1) 第6項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(ただし、会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式若しくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券若しくは権利の転換、交換又は行使による場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

(2) 当社普通株式の株式分割又は当社普通株式の無償割当てにより当社普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降又は当社普通株式の無償割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。ただし、当社普通株式の無償割当てについて、当社普通株式の株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(3) 第6項第(2)号に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付と引換えに当社に取得され若しくは取得を請求できる証券又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債を発行(無償割当ての場合を含む。)する場合。

調整後の転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)その他の証券又は権利(以下「取得請求権付株式等」という。)の全てが当初の条件で転換、交換又は行使され、当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を適用して算出するものとし、当該取得請求権付株式等の払込期日(新株予約権が無償にて発行される場合は割当日)以降、又は無償割当てのための基準日がある場合はその日(基準日を定めない場合には効力

発生日)の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、転換、交換又は行使に対して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式等が発行された時点で確定していない場合、調整後の転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式等の全てが当該対価の確定時点の条件で転換、交換又は行使され当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。

- (4)本項第(1)号乃至(3)号の各取引において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、調整後の転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用するものとする。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算出方法により当社普通株式を交付する。(1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。なお、株式の交付については後記(注)4の規定を準用する。)

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

5. 転換価額調整式により算出された調整後の転換価額と調整前の転換価額との差額が1円未満に留まる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を調整する場合には、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

6. (1) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 (2) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額が初めて適用される日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の毎日の売買高加重平均価格(以下「VWAP」という。)の平均値(VWAPが算出されない日を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。  
 (3) 転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後の転換価額を初めて適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。

7. 第4項の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- (1) 株式の併合、合併、会社法第762条第1項に定められた新設分割、会社法第757条に定められた吸収分割、株式交換又は株式移転のために転換価額の調整を必要とするとき。  
 (2) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。  
 (3) 当社普通株式の株主に対する他の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。  
 (4) 転換価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	<p>8. 第3項乃至第7項により転換価額の調整を行うときには、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用開始日その他必要な事項を当該適用開始日の前日までに本社債権者に通知する。ただし、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	金219,912,000円
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使に係る本社債の払込金額の総額を、上記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の株式の数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた金額とする。また、本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じて得た額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>平成29年5月29日から平成33年5月31日までとする。ただし、当社の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日まで、期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時まで、本社債権者の選択による本新株予約権付社債の繰上償還の場合は、償還日の前営業日までとする。ただし、上記いずれの場合も、本新株予約権の行使時期は本新株予約権者の任意とするが、平成33年6月1日以降に本新株予約権を行使することはできない。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 五洋食品産業株式会社 本社 福岡県糸島市多久819番地2</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 該当事項はありません。</p>
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	取得の事由及び取得の条件は定めない。
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債の譲渡には当社取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みにに関する事項	<p>1. 本新株予約権1個の行使に際し、当該本新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。</p> <p>2. 本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の額面金額と同額とする。</p>



<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項</p>	<p>当社が、組織再編行為をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を新たに発行するものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債についての社債に係る債務は再編対象会社に承継され、本新株予約権の新株予約権者は、承継新株予約権の新株予約権者となるものとし、本要領の本新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。ただし、吸収分割又は新設分割を行う場合は、以下の条件に沿って、その効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して当該本新株予約権に代えて再編対象会社の承継新株予約権を交付し、再編対象会社が本社債についての社債に係る債務を承継する旨を、吸収分割契約又は新設分割計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 交付する再編対象会社の承継新株予約権の数 組織再編行為の効力発生の直前において残存する本社債の社債権者が保有する本社債に係る本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。</li> <li>2. 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>3. 承継新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数の算定方法 組織再編行為の条件等を勘案の上、第1項に準じて決定する。</li> <li>4. 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法 交付される各承継新株予約権の行使に際しては、当該各承継新株予約権に係る各社債を出資するものとし、各承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各社債の金額と同額とする。 行使価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項に準じて決定する。</li> <li>5. 承継新株予約権を行使することができる期間 別記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、別記「新株予約権の行使期間」欄に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</li> <li>6. 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 別記「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」欄に準じて決定する。</li> <li>7. 譲渡による承継新株予約権の取得の制限 譲渡による承継新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</li> <li>8. 承継新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。</li> <li>9. 承継新株予約権の一部行使はできないものとする。</li> </ol>
---------------------------------	--

(注) 1. 本社債に付された新株予約権の数

各本社債に付された新株予約権の数は1個とし、合計49個の新株予約権を発行する。

2. 本転換社債型新株予約権の行使請求の方法

本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約付社債権者は、当社の定める行使請求書に、行使請求しようとする本新株予約権に係る本新株予約権付社債を表示し、請求の年月日等を記載してこれに記名捺印した上、別記「新株予約権の行使期間」欄に記載の行使期間中に、別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。

3. 本転換社債型新株予約権の行使請求の効力発生時期  
行使請求の効力は、行使請求に必要な書類の全部が別記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に記載の行使請求受付場所に到着した日に発生する。
4. 株式の交付方法  
当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに社債、株式等の振替に関する法律第130条第1項及びその他の関係法令に定めるところに従い、当社普通株式を取り扱う振替機関に対し、当該新株予約権の行使により交付される当社普通株式の新規記録情報を通知する。

## 5 【新株予約権付社債の引受け及び新株予約権付社債管理の委託】

該当事項はありません。

## 6 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額	発行諸費用の概算額	差引手取概算額
299,112,000円	1,382,272円	297,729,728円

(注) 1. 払込金額の総額は、本新株式の発行価額の総額(79,200,000円)と本新株予約権付社債の発行価額(219,912,000円)を合算した金額であります。

2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3. 発行諸費用の概算額は、転換社債型新株予約権付社債評価費用250千円、リーガルサービスフィー250千円、登記費用367千円、有価証券届出書作成費用500千円、割当予定先調査費用等14千円を予定しております。

4. 本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、払込金額の総額は減少します。

### (2) 【手取金の使途】

使途	金額	支出予定時期	備考
固定資産への成長投資資金(設備資金)として	200百万円	平成29年5月	駐車場用地の取得及び造成
運転資金として	97百万円	平成29年6月～平成29年11月	最繁忙期に向けた在庫投資
合計	297百万円		

#### 固定資産への成長投資資金(設備資金)として

飲食店等向けの業務用フローズンスイーツの需要は年々拡大しており、この需要の拡大を背景に、平成27年5月期における当社の売上高は1,639百万円(対前年同期比22.8%増)、平成28年5月期の売上高は1,870百万円(対前年同期比14.1%増)となり増収基調で推移しておりますが、平成29年5月期の売上高も2,087百万円(対前年同期比11.6%増)と、引続き増収を見込んでおります。

とりわけ、業務用用途として大手外食チェーンからの需要は旺盛であり、平成27年5月期の業務用チャネルにおける売上高982百万円に対し、平成28年5月期は1,220百万円(対前年同期比24.2%増)となり、当社の売上高を牽引しておりますが、今後も業務用フローズンスイーツの需要は拡大すると見込まれるなか、当該需要に対応した供給量を確保するべく、生産能力の底上げが喫緊の経営上の課題となっております。そのため、本社工場の増築・改修工事及び生産ラインの増設に伴う設備投資を進めて参りました。

この点、本設備投資の効果を十分に享受するために必要十分な労働力を確保する必要があり、主として従業員用の駐車場用地の取得及び造成に係る資金として200百万円を充当する予定です。当該駐車場用地を確保することで、現状よりも136台分の駐車スペースを追加でき、最大265台分の受入れが可能となります。また、これまで以上に工場見学の受入れもできるようになり、当社の取組みや当社の主力製品であるフローズンスイーツについて、一般消費者の皆様により深く具体的に認知していただく広報機会の確保につながる施策であることから、成長投資であると位置づけております。

#### 運転資金として

当社の事業は売上の季節変動が非常に大きく、夏場にあたる第1四半期会計期間の平均売上高が107百万円であるのに対して、最需要期である12月の売上高は285百万円(平成28年12月実績)と、約2.7倍の差異が生じております。この最需要期での安定供給を実現するためには、夏場より増産を始めて十分な製品在庫を確保しておく必要があります。この点、売上拡大に伴い増加する製品供給量を満足するため、在庫として確保しておくべき製品数

量も増加しておりますが、機動的かつ安定的に会社経営を行う上でためには、当該製品在庫を確保するための安定的かつ十分な手元運転資金を確保しておくことが重要であると考えており、今回調達した資金のうち97百万円をこの生産のための運転資金として充当し、概ね平成29年6月より平成29年11月にかけて支出する予定です。なお、この運転資金への充当は、毎年6月頃より11月頃まで経常的に発生する見込みです。

以上のとおり、当社は堅調な受注の増加、特に業務用フローズンスイーツの需要が拡大すると見込まれるなか、当該需要に対応した供給量を確保するべく、生産能力の底上げが喫緊の経営上の課題となっておりますが、本社工場の増築・改修工事及び生産ラインの増設に伴う設備投資効果を十分に享受するためには十分な労働力を必要としており、これを確保するためには従業員用の駐車場用地が必要であること、また機動的かつ安定的に会社経営を行う上で、製品在庫を確保するための十分な手元運転資金を確保しておく必要があると判断しております。これら成長投資の実施と運転資金の確保は、将来の企業価値向上に資するものと考えており、資金使途には合理性があるものと判断しております。

なお、本新株予約権付社債は行使価額と目的株式数が固定されたものであり、実質的に新株予約権の権利行使がなされるのは、当社の株価が行使価額を上回る場合に限られ、償還期限までに権利行使がなされなければ返済による資金流出が生じてしまいますが、当該成長投資により企業価値を向上させることで当該権利行使を促すことは可能であると見込んでおり、最終的には自己資本の増加による財務改善にもつながると見込んでおります。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## a . 割当予定先の概要

名称	NCB九州活性化投資事業有限責任組合	
所在地	福岡県福岡市博多区下川端町2番1号	
出資額の総額	5,001百万円	
組成目的	地域経済の活性化に資する地場企業を対象に、事業基盤の改善・強化から成長・拡大及び事業承継までを一貫して支援すること	
主たる出資者及び出資比率	出資者	出資比率
	NCBキャピタル株式会社 福岡県福岡市博多区下川端町2番1号	
	株式会社西日本シティ銀行 福岡市博多区博多駅前3丁目1番1号	
	株式会社日本政策投資銀行 東京都千代田区大手町一丁目9番6号	
	株式会社地域経済活性化支援機構 東京都千代田区大手町一丁目6番1号	
業務執行組員等に関する事項	名称	NCBキャピタル株式会社
	本店の所在地	福岡県福岡市博多区下川端町2番1号
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 光富 彰
	資本金	10百万円
	事業の内容	投資事業組合財産の運用及び管理等
	主たる出資者及びその出資比率	株式会社西日本シティ銀行 株式会社地域経済活性化支援機構 株式会社日本政策投資銀行 株式会社ドーガン

- (注) 1 . NCB九州活性化投資事業有限責任組合の存続期間は平成33年12月31日までとなります。
- 2 . 割当予定先である、NCB九州活性化投資事業有限責任組合の主たる出資者の出資比率については、割当予定先からの要望により開示を受けていないため記載しておりません。
- 3 . 割当予定先の業務執行組員等であるNCBキャピタル株式会社について、主たる出資者の出資比率については、割当予定先からの要望により開示を受けていないため記載しておりません。

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。
提出者と業務執行組合員等との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術または取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係は、平成29年5月12日現在におけるものであります。

## c. 割当予定先の選定理由

既述のとおり、当社は固定資産への成長投資資金及び運転資金として、約300百万円の資金調達する必要があるところ、現在の経済情勢、資本市場の状況、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価状況等を勘案して、銀行借入を含む様々な資金調達方法を検討して参りました。検討にあたり、事業を安定かつ継続的に運営するために必要となるキャッシュ・フローの安定性、自己資本を増強し財務基盤を改善する財務状況の健全性、将来の金融コスト削減に向けた収益性、そして当社の資本政策を総合的に検討し、長期かつ安定的な投資資金を調達するべく、資本性のある資金調達を実施することが必要かつ適切であると判断いたしました。

また、調達手法に関しまして、キャッシュ・フローの安定化、財務基盤の健全化、金融コストの抑制を図りつつも、必要な資金を確実に調達し、一方で、既存株主の株式価値の急激な希薄化を回避できる方法を模索してまいりましたが、最終的には本新株式と本新株予約権付社債の、両方を組み合わせる資金調達方法が合理的であると判断いたしました。この方法によると、銀行借入とは異なり自己資本が増強され財務基盤が改善すること、新株予約権での資金調達とは異なり一時に所要金額の払込を受けることができ資金調達が完了すること、また資本コストを抑えて発行価格の下落を抑制し大規模な希薄化の抑止につながることで、長期性の資金であるためキャッシュ・フローが改善し安定的な事業運営が可能となること、これらの点において優れているものと判断しております。

そのうえで、多岐にわたる支援先を検討して参りましたところ、この度、NCB九州活性化投資事業有限責任組合に対して本新株式と本新株予約権付社債を第三者割当し、当該投資事業有限責任組合から金銭による払込を受入れ、ご支援をいただくことに決定いたしました。

## NCB九州活性化投資事業有限責任組合について

NCB九州活性化投資事業有限責任組合(以下、本項において「同投資事業有限責任組合」という。)は当社の取引銀行である、株式会社西日本シティ銀行(以下、「西日本シティ銀行」という。)が参画しているファンドです。西日本シティ銀行が、株式会社地域経済活性化支援機構(以下、「REVIC」という。)、株式会社日本政策投資銀行(以下、「DBJ」という。)及び株式会社ドーガンと共同で、同投資事業有限責任組合の運営を担うNCBキャピタル株式会社(以下、「NCBキャピタル」という。)を設立し、そのNCBキャピタルが無限責任組合員、西日本シティ銀行、REVIC及びDBJが有限責任組合員となり、平成27年1月31日に設立されました。同投資事業有限責任組合は地域経済の活性化に資する地場企業を対象に、多様な投資手法を組み合わせ、段階的・複合的に資金を供給することで、より一層の成長支援を行うことを目的としており、これまでも他の企業への投資実績がございます。

当社は、同投資事業有限責任組合の有限責任組合員である西日本シティ銀行とは従前より銀行借入を含めた取引があり、財務面でのご支援をいただいていたことから、西日本シティ銀行を通じて同投資事業有限責任組合のご紹介をいただきました。

そして、NCBキャピタルとの面談及び交渉のなかで、当社の事業及び経営方針を良くご理解いただいたこと、当社の企業価値向上に向けた取組みにご賛同いただいたこと、当社の企業価値向上に資する施策を支援していただけること及び実際に地場企業への投資実績を有することなど、これらの要素を斟酌して総合的に判断し、同投資事業有限責任組合に当社のご支援をお願いするに至りました。

以上が今回の決定の背景でございます。

d．割当てようとする株式の数

本新株式

同投資事業有限責任組合に割り当てる本新株式(当社普通株式)の総数は90,000株であります。

本新株予約権付社債

同投資事業有限責任組合に割り当てる本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の目的である株式の総数は249,900株であり、発行価額の総額は219,912,000円であります。

e．株券等の保有方針

本新株式と本新株予約権付社債の割当予定先である同投資事業有限責任組合とは、保有方針に関して特段の取り決めはありませんが、当社の企業価値向上に資する施策を支援していく中で、当社の事業展開に資する事業提携先等へ売却する可能性もあると口頭で確認しております。

もっとも、割当予定先からの株式の売却により、市場における短期的な需給バランスから株価の下落リスクが高まることも考えられますが、一方で、調達した資金を更なる事業拡大に向けた成長投資に充てることにより企業価値が向上し、株価上昇の推進力となるとも考えられることから、中長期的観点からは、株主利益の向上につながるものと判断しております。

なお、当社と割当予定先との割当新株式について、継続保有及び預託に関する取り決めはありませんが、払込期日から2年間において当該株式の全部または一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等の内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること並びに、当該報告内容が公衆の縦覧に供されること、以上の内容について確約書を締結する予定であり、割当予定先よりその内諾を得ています。

f．払込みに要する資金等の状況

本新株式と本新株予約権付社債の割当予定先である同投資事業有限責任組合は平成27年1月31日に設立されており、商業登記簿謄本によりその実在性を確認しております。同投資事業有限責任組合の無限責任組合員はNCBキャピタル株式会社であり、株主として権利行使を行います。また、平成29年4月28日に同投資事業有限責任組合から提示を受けた預金通帳の写しを確認することにより、本新株式と本新株予約権付社債の引受に十分な原資があることを確認しております。加えて、同投資事業有限責任組合に対して、当該出資により資金繰りに問題が生じることはないと、口頭で確認をしております。なお、同投資事業有限責任組合の払込資金は、契約に基づく各有限責任組合員からの出資等による自己資金であることを、口頭で確認をしております。

g．割当予定先の実態

当社は、割当予定先、割当予定先の主な出資者及び当該主な出資者の代表者等につきましては、以下の要件により、暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないことを確認しております。

割当予定先である同投資事業有限責任組合より、平成29年4月28日付で、同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組合員が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係ないことを誓約する書面を入手しております。

割当予定先である同投資事業有限責任組合について、第三者の信用調査機関である株式会社エス・ピー・ネットワーク(東京都杉並区上荻一丁目2番1号インテグラルタワー 代表取締役 渡部洋介)に同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組合員に対する調査を依頼した結果、これらの者について反社会的勢力との関わりを示す情報などは掌握されていないため、反社会的勢力と関わりのあるものではないと判断される旨の報告書を平成29年4月12日付で受領いたしました。

インターネット検索サイトにおいて同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組合員についてキーワード検索を行うことにより収集した情報の中から、反社会的勢力等を連想させる情報及びキーワードを絞込み、複合的に検索する手法で反社会的勢力と関わりを調査した結果、反社会的勢力と関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

以上により、当社は、同投資事業有限責任組合、同投資事業有限責任組合の無限責任組合員及び、同投資事業有限責任組合の有限責任組合員が反社会的勢力等には該当せず、関係がないと判断いたしました。なお、当社は、割当予定先が反社会的勢力との関係がないことを示す確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合が、本新株予約権付社債を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。ただし、割当予定先が、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により交付された当社普通株式を第三者に譲渡することを妨げません。また、本新株式発行による株式については、譲渡制限は設けておりません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 払込金額の算定根拠及びその合理性に関する考え方

#### 本新株式

本新株式に係る第三者割当増資の発行価格は、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日である平成29年4月28日の、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の終値925円(以下「終値」という。)から4.9%をディスカウントした880円といたしました。かかる発行価格につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しております。

また、終値925円から4.9%をディスカウントすることは、NCB九州活性化投資事業有限責任組合からの要請に基づき協議を重ねた結果ですが、当社の事業について一定の理解はいただいているものの、株式の流動性が乏しいため、売却時の株価下落リスクが内在すること、4.9%のディスカウントの要求は日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠したものであり、社会通念的に一般的な水準であると考えられること、今回調達した資金をもって成長投資を行うことが中長期的には株主価値向上に資すると考えられるため、一定のディスカウントを行ったとしても、それ以上の株主価値の向上につながると考えられること、以上の理由から当該意思決定を下しました。

なお、当該発行価格(880円)は、本新株式の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」)である平成29年5月11日の終値925円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から1ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から3ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対しては4.9%のディスカウント、直前営業日から6ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対しては4.9%のディスカウントを行った金額となります。

最後に、このように算定した発行価格については、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当しないと判断しております。また当該判断を行う過程で、当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役であります)から、今回の発行株式数、発行価格について、上記算定根拠を含め割当予定先に特に有利ではなく適法である旨の意見を得ております。

#### 本新株予約権付社債

当社は、本新株予約権付社債の発行要領及び本新株予約権付社債の引受契約に定められた諸条件を考慮した本新株予約権付社債の価格の評価を第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元)に依頼しました。当該機関は、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として、当社株価(925円)、行使価額(880円)、配当率(0%)、権利行使期間(4年間)、無リスク利率(-0.140%)、株価変動性(24.82%)等について一定の前提を置いて評価を実施しました。上記評価結果(額面100円あたり94.52円)を基に割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合と交渉した結果、本新株予約権付社債の1個当たりの払込金額を4,488,000円(額面100円につき金100円)といたしました。また、本新株予約権付社債の行使価額を、本新株予約権付社債の取締役会決議日の直前の取引が成立した営業日である平成29年4月28日の、終値925円から4.9%をディスカウントした880円といたしました。

なお、本新株予約権付社債の行使価額の、本新株予約権付社債の取締役会決議日の直前営業日(以下「直前営業日」)である平成29年5月11日の終値925円に対する乖離率は4.9%、当該直前営業日から1ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%、当該直前営業日から3ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%、当該直前営業日から6ヶ月間遡った期間の終値の単純平均値925円に対する乖離率は4.9%となっております。

その上で、当社は、本新株予約権付社債の実質的な対価(額面100円当たり金100円)と東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社の算定した公正価値(額面100円あたり94.52円)を比較した上で、実質的な対価が公正価値を下回る水準ではなく、本新株予約権付社債の発行が会社法第238条第3項に規定されている特に有利な条件に該当しないと判断いたしました。

また当該判断を行う過程で、当社監査役3名全員(うち2名は社外監査役であります)から、第三者評価機関の選定が妥当であること、当社と独立した当該第三者評価機関が、本新株予約権付社債の発行価額について実務上



一般的な手法によって算定し、その算定方法についても特に不合理と思われる点が見当たらないことから、本新株予約権付社債の発行価額が特に有利な条件に該当するものではなく適法である旨の意見を得ております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社の現在の発行済株式総数は1,717,172株(総議決権数17,148個)であります。本新株式の発行株式数は90,000株(議決権数900個)、現在の発行済株式総数の5.2%(議決権数における割合は5.2%)の割合で希薄化が生じます。また、本新株予約権付社債に付された新株予約権の行使により新たに発行される予定の株式数は最大で249,900株(議決権数2,499個)であり、現在の発行済株式総数の14.6%(議決権数における割合は14.6%)となり、本新株式の発行とあわせて最大で19.8%の割合で希薄化が生じます。しかし、長期かつ安定的な投資資金を調達して成長投資を行い、更なる事業拡大に向けて邁進することが、中長期的観点からは当社の企業価値及び株式価値の向上に資すると考えられるため、当該発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

#### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

#### 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有 議決権数の 割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の 総議決権数に 対する所有議 決権数の割合
イノベーション・エンジン食品革新投資事業有限責任組合	東京都港区芝2丁目3番12号 芝アピタシオンビル3F	657,900	38.37%	657,900	32.02%
NCB九州活性化投資事業有限責任組合	福岡県福岡市博多区下川端町2番1号			339,900	16.54%
舛田 圭良	福岡県糸島市	303,182	17.68%	303,182	14.75%
F P成長支援A号投資事業有限責任組合	千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビルヂング2階	150,000	8.75%	150,000	7.30%
F Pステップアップ支援投資事業有限責任組合	千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビルヂング2階	143,032	8.34%	143,032	6.96%
エイチシー5号投資事業組合	広島市中区銀山町3-1	44,000	2.57%	44,000	2.14%
舛田 タズ子	福岡県糟屋郡粕屋町	27,500	1.60%	27,500	1.34%
上木戸 一仁	東京都港区	24,951	1.45%	24,951	1.21%
藤永 晋也	東京都渋谷区	22,151	1.29%	22,151	1.08%
佐銀ベンチャーキャピタル投資事業有限責任組合第二号	佐賀県佐賀市唐人2丁目7-20	21,600	1.26%	21,600	1.05%
計		1,394,316	81.30%	1,734,216	84.39%

(注) 1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、平成28年11月30日現在の株主名簿上の「所有株式数」に係る議決権の数を、総議決権数(17,148個)で除して算出しております。

2. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、表示単位未満を四捨五入しております。

3. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、「総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出に用いた総議決権数に本新株式及び本転換社債型新株予約権の目的である株式に係る議決権の数を加えた数(20,547個)で除して算出しております。

4. 本新株予約権付社債は、行使されるまでは潜在株として割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合にて保有されます。今後割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合による行使状況及び行使後の株式保有状況に応じて、大株主の状況が変動いたします。

5. 割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合の「割当後の所有株式数」は、割当予定先であるNCB九州活性化投資事業有限責任組合が、本転換社債型新株予約権の行使により取得する当社株式を全て保有した場合の数となります。

#### 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

**7 【株式併合等の予定の有無及び内容】**

該当事項はありません。

**8 【その他参考になる事項】**

該当事項はありません。

#### 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

### 第1 【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

### 第2 【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3 【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部組込情報」に記載した有価証券報告書(第41期)及び四半期報告書(第42期第3四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後本有価証券届出書提出日(平成29年5月12日)までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は平成29年5月12日までの間において現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

### 2 臨時報告書の提出

後記「第四部組込情報」に記載の有価証券報告書(第41期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(平成29年5月12日)までの間において、以下の臨時報告書を福岡財務支局長に提出しております。

その報告内容は以下のとおりです。

(平成29年5月12日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会の決議において、会社法第236条、第238条及び第240条に基づき、当社取締役及び従業員に対して発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすることにつき決議いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### 1. 銘柄 五洋食品産業株式会社 第2回新株予約権

##### 2. 新株予約権の内容

###### (1)発行数

2,000個(新株予約権1個につき100株)

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社普通株式200,000株とし、下記2.(4)により本新株予約権にかかる付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。また、上記の数は割当予定数であり、引受けの申し込みがなされなかった場合等、割当てる新株予約権の数が減少したときは、割当てる新株予約権の総数をもって、発行する新株予約権とする。

###### (2)発行価格

本新株予約権1個あたりの発行価額は、1,292円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社(東京都千代田区永田町一丁目11番28号 代表取締役 能勢元)が、当社の株価(925円)、行使価額(880円)、ボラティリティ(22.40%)、行使期間(2年)、リスクフリーレート(-0.091%)等の要素を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した金額と同額としたものである。なお、算定の基礎となる条件は、本新株予約権の内容を踏まえ、行使期間最終日(平成35年12月31日)に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定し、行使期間中においては新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に新株予約権者が新株予約権を行使することを仮定する。また、新株予約権の業績達成条件として、当社の直近5期の経常利益成長率とボラティリティから、平成31年5月期から平成33年5月期までの経常利益が2億円を超過するかどうかを推定し、業績達成条件が達成されない場合、又は、新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に当社の営業利益が2期連続で営業損失となった場合においては新株予約権の価値を0と仮定し、株価水準においても同様に当社株式が行使期間最終日(平成35年12月31日)までに一度でも463円を下回った場合には新株予約権の価値を0と仮定する。また、取得条項については、当社の直近5期の経常利益成長率とボラティリティから、発生確率を推定し、業績達成条件が達成されない場合においては当社による買取請求が実施されるものとし、評価を実施している。

###### (3)発行価額の総額

2,584,000円

###### (4)新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当社普通株式100株とする。  
 なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が時価を下回る価額で株式を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、当社が合併、会社分割、株式交換または株式移転を行う場合、株式無償割当てを行う場合、その他対象株式数を調整することが適切な場合は、当社は合理的な範囲内で対象株式数の調整を行うことができるものとする。

(5)新株予約権の行使に際して払い込むべき金額

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株あたりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、金880円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割又は株式併合の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(6)新株予約権の行使期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、平成34年1月1日から平成35年12月31日までとする。

(7)新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、当社の平成31年5月期から平成33年5月期までのいずれかの期の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される経常利益の額が、2億円を超過した場合にのみ、権利を行使することができる。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

新株予約権者は新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条の定義に基づくものとし、当社子会社等、当社と資本関係にある会社をいう。以下同様とする。)の取締役、監査役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任、定年退職、会社都合による退任・退職、業務上の疾病に起因する退職、および転籍、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合は、当該新株予約権者の法定相続人に限り相続を認めるものとする。

本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなる場合、その他法令に違反する場合は、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。

各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間に、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が一度でも463円を下回った場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。

割当日から本新株予約権の権利行使期間を満了するまでの間(平成30年5月期から平成35年5月期まで)に、当社の有価証券報告書における損益計算書(連結財務諸表を作成している場合は、連結損益計算書)に記載される営業利益が2期連続で営業損失となった場合、本新株予約権を行使することはできないものとする。なお国際財務報告基準の適用等により参照すべき営業利益の概念に重要な変更があった場合には、上記指標に相当する指標で別途参照すべきものを取締役会にて合理的に定めるものとする。

(8)新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とする。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から、上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9)新株予約権の譲渡に関する事項

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(10)本新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合において、当社取締役会が本新株予約権を取得する日を定めたときは、当該日の到来をもって、当社は本新株予約権1個あたり1,292円で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に上記2.(7)に定める本新株予約権の行使条件を満たさなくなった場合は、消滅していない本新株予約権に限り、当社の取締役会の決議(当該新株予約権者である取締役は、当該決議に加わらないものとする。)による承認に基づき、当社は本新株予約権を1個あたり1,292円で取得することができる。

なお、当該新株予約権の行使の条件については、中長期的な当社の企業価値の増大を達成できた場合に限り権利行使できることを前提としたものでありますが、本新株予約権が当社取締役及び従業員に対するインセンティブ的要素を強調することが取締役及び従業員の士気向上につながり、ひいては企業価値向上につながると考えられることから、本項に定める事項が発生した場合に当社が取得する本新株予約権について、一定の条件の下で、本新株予約権と引換に払い込まれた金銭を払い戻せることとしております。

(11)組織再編時の取扱に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記2.(4)に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記2.(5)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(11)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記2.(6)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記2.(6)に定める行使期間の末日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記2.(8)に準じて決定する。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

その他新株予約権の行使の条件

上記2.(7)に準じて決定する。

新株予約権の取得事由及び条件

上記2.(10)に準じて決定する。

その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(12)本新株予約権の割当日

平成29年5月31日

3.新株予約権の取得の申込みの勧誘の相手方の人数及びその内訳

当社取締役及び従業員 12名 2,000個(200,000株)

4.勧誘の相手方が提出会社に関係する会社として企業内容等の開示に関する内閣府令第2条第2項に規定する会社の取締役、会計参与、執行役、監査役又は使用人である場合には、当該会社と提出会社との間の関係

該当事項はありません。

5.勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

取決めの内容は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定めるものとする。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度(第41期)	自 平成27年6月1日 至 平成28年5月31日	平成28年8月29日 福岡財務支局長に提出
四半期報告書	事業年度(第42期第3四半期)	自 平成28年6月1日 至 平成29年2月28日	平成29年4月14日 福岡財務支局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。



## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第 1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

平成28年 8 月29日

五洋食品産業株式会社  
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 廣島 武文

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 邦康

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている五洋食品産業株式会社の平成27年6月1日から平成28年5月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、五洋食品産業株式会社の平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。  
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

平成29年 4月10日

五洋食品産業株式会社  
取締役会 御中

如水監査法人

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 廣島 武文 印

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 児玉 邦康 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている五洋食品産業株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第42期事業年度の第3四半期会計期間（平成28年12月1日から平成29年2月28日まで）及び第3四半期累計期間（平成28年6月1日から平成29年2月28日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書、四半期キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

### 四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、五洋食品産業株式会社の平成29年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第3四半期累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1．上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。  
2．X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。